

五島市事業継続支援金【第4弾】

申請要領

- 令和4年4月1日時点で、五島市に所在する法人または居住する個人事業者が対象です
- 2021年11月から2022年3月のいずれかの月の売上高が、基準期間（2018年～2021年）のいずれかの同月比で20%以上30%未満減少している事業者が対象です
- 店舗数にかかわらず、1事業者あたり1回限りの申請となります
- 五島市営業時間短縮要請協力金、国が実施する事業復活支援金を受給する（している）事業者は対象外です

【申請先】

〒853-8501

五島市福江町1番1号

五島市緊急経済対策本部 支援金係 あて

※簡易書留やレターパックなど、郵便物が追跡できる方法をお願いします

郵送に限ります

【お問い合わせ】

五島市緊急経済対策本部

電話番号：0959-76-3350

・令和4年4月1日（金）～5月13日（金）

・午前8時30分～午後5時15分まで（土日祝日を除く）

五島市事業継続支援金【第4弾】申請要領

(五島市緊急経済対策本部)

ア. 支援金の概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の長期化による影響や、長崎県下全域へのまん延防止等重点措置の適用により、事業収入が減少した五島市内の中小事業者に対し、五島市事業継続支援金を給付します。

2. 給付額

1事業者あたり最大20万円（算出された売上高減少額）を給付します。

イ. 申請要件

支援金の申請をできる者は、次の1～7すべての要件を満たす中小事業者です。

1. 令和4年4月1日時点において、法人の場合は本社所在地、個人事業者の場合は住民票上の住所が、五島市内にあること
2. 下記のいずれかに該当し、2021年11月から2022年3月のいずれかの月の売上高（申請者が営むすべての事業収入）が前年、前々年または前々々年の同月と比較して、20%以上30%未満減少していること
 - ①2022年1月28日から3月6日の間、県の営業時間短縮要請等に協力した飲食店等と直接・間接の取引があること
 - ②県内における不要不急の外出・移動自粛要請により直接的な影響を受けたこと
 - ③感染症の長期化による影響を受けたこと（参考：事業復活支援金の対象要件）
3. 今後も事業を継続する意思があること
4. 市税の滞納がないこと（分納誓約書を提出し履行していることを含む。）
5. 五島市の飲食店等への営業時間短縮要請協力金を受給しない（していない）こと
6. 国が実施する事業復活支援金を受給しない（していない）こと
7. 2021年10月以前から事業を営んでいること

ウ. 申請手続き等

1. 支援金の申請受付期間

令和4年4月1日（金）から令和4年5月13日（金） ※消印有効

2. 申請書類等

次の申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。

また、提出いただいた申請書類は返却いたしません。

【申請書類及び添付書類】

- ①五島市事業継続支援金交付申請書（様式第1～3号）及び交付請求書（様式第5号）
- ②誓約書兼同意書（様式第6号）
- ③委任状（「市税の滞納がないこと」の確認のため）
- ④2021年分の確定申告書の控えの写し
- ⑤事業収入を比較する月（基準月）を含む年の確定申告書の控えの写し
- ⑥基準期間（2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれか）で基準月を含む期間の事業収入が確認できる書類
法人：法人事業概況説明書の写し
個人：所得税青色申告決算書又は事業収入が確認できる帳簿等の写し
- ⑦営業時間短縮要請等の影響を受けたことを証明する書類
※申請書類チェックシート⑧などを参照
- ⑧振込先口座の通帳の見開き1ページ目の写し
- ⑨運転免許証など、本人を確認できるものの写し（個人事業者に限る）
- ⑩チェック後の申請書類チェックシート

3. 支援金の申請に必要な書類の入手方法

次の方法（場所）で、申請に必要な書類等を入手することができます。

■五島市ホームページまるごとう

■市役所内緊急経済対策本部及び支所、商工会議所、商工会、農協、漁協の窓口

4. 申請方法

郵送に限ります。「簡易書留」や「レターパック」など郵便物が追跡できる方法でお願いします。

【申請先】 〒853-8501 五島市福江町1番1号
五島市緊急経済対策本部 支援金係 宛

5. 通知、支給の決定等

- ①申請書類の審査の結果、支援金を支給する旨の決定をしたときは、交付決定通知書を送付します。
- ②審査の結果、申請額と給付額が異なる場合があります。
- ③審査の結果、支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日不支給に関する通知を送付します。

エ. その他留意事項等

1. 「申請書類チェックシート（両面１枚）」をよく確認し、記入・添付のうえ申請してください。

2. 新規開業者（2019年１月から2021年10月までの開業者）は、申請金額の算出方法が異なります。以下をご確認ください。

【添付書類について】

- ①チェックリスト⑥「基準期間の月間事業収入が確認できる書類」は、「開業年の年間事業収入及び翌年１～３月の月間事業収入が確認できる書類」と読み替えて提出すること
- ②設立（開業）日が2019年１月から2021年10月までであることを証明する書類（履歴事項全部証明書、個人事業の開業・廃業届出書など）を提出すること

【支援金申請金額の算出について】

- ①2019年１月１日から2020年12月31日までに開業した事業者
開業年の月平均の事業収入×2 + 開業年翌年の１～３月の月間事業収入の合計
－ 対象月の月間事業収入×5
- ②2021年１～10月の間に開業した事業者
開業日の属する月から2021年10月までの月平均の事業収入×5
－ 対象月の月間事業収入×5

※開業日の属する月も、操業日数にかかわらず１か月とみなします

3. 支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、支援金の支給決定を取り消し、支援金を全額返還いただくとともに、支援金受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金の納付を求めることがあります。

4. 申請内容に不正があった場合には、支援金の支給を受けた事業者名、店舗名などの情報を公表することがあります。

5. 申請者と支援金受給口座名義人が一致しない場合、委任状等が必要な場合がありますので、詳しくは事務局へお問合せください。

～ お問い合わせ ～

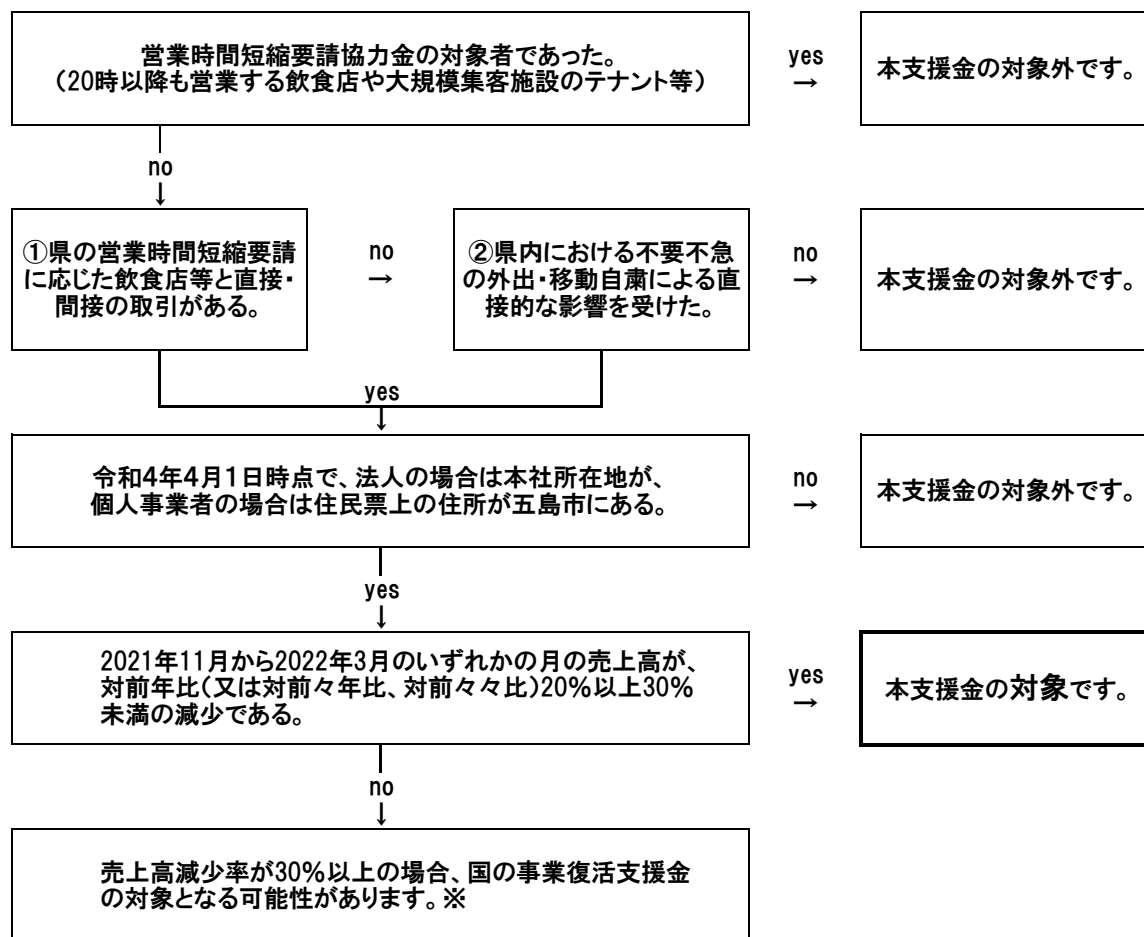
五島市緊急経済対策本部

電話番号 0959-76-3350

開設時間 令和4年4月1日（金）～5月13日（金）

午前8時30分から午後5時15分（土日祝日を除く）

【参考】五島市事業継続支援金【第4弾】申請チャート



※ 事業復活支援金について
売上高の減少率が市の支援金と同様の考え方で、減少率50%以上または30%以上50%未満の場合、対象となる可能性がありますので、専用WEBページで内容をご確認のうえ手続きを行ってください。